

1 彦根市ごみ処理等関連施策の経過

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
昭和 52 年 6 月 (1977 年)	ごみ焼却施設竣工 (90t/日[30t/日×3基])	
昭和 54 年 9 月 (1979 年)	粗大ごみ処理施設竣工(50t/日)	
昭和 59 年 8 月 (1984 年)	使用済乾電池分別収集開始	
昭和 61 年 10 月 (1986 年)	燃やせるごみの指定紙袋制度導入 生ごみ処理容器購入補助開始	
昭和 62 年 1 月 (1987 年)	ごみ集積所設置補助開始	
昭和 63 年 3 月 (1988 年) 4 月	プラスチックごみ減容処理施設竣工 缶・金属類、びん類の分別収集開始 —この段階で 7 種分別収集が確立—	
平成元年 4 月 (1989 年)	簡易焼却炉購入補助開始	
平成 2 年 4 月 (1990 年) 12 月	古紙・古布再資源化奨励制度実施 牛乳パック回収運動の支援 びん選別施設設置(8t/日)	
平成 3 年 (1991 年)		4 月 資源の有効な利用の促進に関する法律施行
平成 4 年 10 月 (1992 年)	焼却灰を大阪湾広域臨海環境整備センター へ搬入開始 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例制定	11 月 環境基本法制定
平成 7 年 3 月 (1995 年)	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	12 月 容器包装にかかる分別収集および再商品化の促進等に関する法律施行(容器包装リサイクル法)
平成 8 年 5 月 (1996 年)	第 1 期彦根市分別収集計画策定	

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 9 年 9 月 (1997 年)	缶選別圧縮装置導入(4.9t/日)	
平成 10 年 8 月 (1998 年) 9 月	彦根・犬上広域廃棄物投棄場(日夏投棄場) 埋立終了 彦根・犬上広域廃棄物投棄場(中山投棄場) 供用開始 ペットボトル回収機モデル設置(2機)	6 月 特定家庭用機器再商品 化法(家電リサイクル 法)施行
平成 11 年 1 月 (1999 年)	簡易焼却炉購入に対する補助金制度廃止 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 彦根市環境基本条例制定 ペットボトル回収機 5 機増設 第 2 期彦根市分別収集計画策定 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	7 月 ダイオキシン類対策特 別措置法施行
平成 12 年 1 月 (2000 年) 3 月 4 月	ダイオキシン類環境調査実施 彦根市一般廃棄物処理基本計画策定 ペットボトル拠点回収開始 —この段階で 8 種分別収集が確立—	6 月 循環型社会形成推進基 本法施行 食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法 律施行
平成 13 年 3 月 (2001 年) 4 月 7 月	彦根市環境基本計画および地域行動計画策 定 ごみ焼却施設排ガス高度処理施設改良工事 完成 粗大ごみ戸別収集開始 ペットボトル圧縮梱包施設設置	4 月 家電リサイクル法全面 施行 7 月 廃棄物減量等基本方針 策定
平成 14 年 1 月 (2002 年) 5 月 10 月	粗大ごみ 2 次選別設備(アルミ選別等)増設 第 3 期彦根市分別収集計画策定 半透明プラスチック製指定専用袋導入(可燃・ プラ・その他)	7 月
平成 15 年 10 月 (2003 年)	容器包装プラスチック再資源化開始	
平成 17 年 5 月 (2005 年)	第 4 期彦根市分別収集計画策定	2 月 京都議定書発効

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等										
平成 18 年 3 月 (2006 年)	彦根市環境基本計画および地域行動計画改定											
平成 19 年 6 月 (2007 年) 7 月 10 月	第 5 期彦根市分別収集計画策定 第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 廃食用油拠点回収開始											
平成 20 年 7 月 (2008 年)	第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申											
平成 21 年 4 月 (2009 年) 10 月	ごみ等の名称変更(汚れた容器包装プラスチックを燃やすごみへ区分変更) —この段階で、10 種分別が確立— 簡易生ごみ処理普及促進事業を開始 古紙、衣類等行政回収開始											
平成 22 年 6 月 (2010 年)	第 6 期彦根市分別収集計画策定 清掃センター施設内ごみ 等搬入ルートの変更											
平成 23 年 12 月 (2011 年)	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置											
平成 24 年 11 月 (2012 年)	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申											
平成 25 年 3 月 (2013 年) 4 月 6 月	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定 市内 8 事業者においてレジ袋の無料配布中止 第 7 期彦根市分別収集計画策定											
平成 26 年 4 月 (2014 年) 8 月	ごみ処理手数料の改定(粗大ごみ直接搬入における無料枠の廃止) <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>・100kg まで無料</td> <td>・40kg まで 100 円</td> </tr> <tr> <td>・100kg を超える</td> <td>・40kg を超える場合</td> </tr> <tr> <td>場合 20kg まで</td> <td>20kg までごとに</td> </tr> <tr> <td>ごとに 400 円</td> <td>400 円</td> </tr> </table> 彦根市一般廃棄物収集運搬許可業者処分要領を制定 小型家電の分別回収を開始 第 5 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 ※第 5 期より彦根市廃棄物減量等推進審議会を通年設置とし、彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について、毎年評価を実施することとした。	変更前	変更後	・100kg まで無料	・40kg まで 100 円	・100kg を超える	・40kg を超える場合	場合 20kg まで	20kg までごとに	ごとに 400 円	400 円	
変更前	変更後											
・100kg まで無料	・40kg まで 100 円											
・100kg を超える	・40kg を超える場合											
場合 20kg まで	20kg までごとに											
ごとに 400 円	400 円											

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 27 年 4 月 (2015 年)	生活環境課内にごみ減量・資源化推進室を設置	
8 月	草木・剪定枝の資源化を開始	
9 月	焼却灰の一部資源化を開始	
	清掃センター搬入時の身分証明確認開始	
	ごみ処理手数料の改定	
	家庭系一般廃棄物	
	・燃やすごみ	改定前 改定後
	40kg を超える重量	
	20kg までごとに	180 円 220 円
	事業系一般廃棄物	
	・燃やすごみ	
	20kg までごとに	260 円 340 円
	特別収集証紙	
	1 袋 10kg までごとに	240 円 300 円
	・粗大ごみ	
	20kg までごとに	400 円 440 円
10 月	使用済蛍光管の分別回収を開始 —この段階で、現在の 11 種分別が確立—	
平成 28 年 3 月 (2016 年)	彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場埋立終了	11 月
6 月	清掃センター施設内ごみ等搬入経路を拡張	パリ協定発効
	第 8 期彦根市分別収集計画策定	
	指定専用袋(ごみ袋)の販売種類や素材等の規格を変更	
	・燃やすごみ指定専用袋に 40リットル袋を追加	
	・容器包装プラスチック指定専用袋の素材を透明な素材(低密度ポリエチレン)へ変更	
10 月	第 6 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
平成 29 年 4 月 (2017 年)	使用済蛍光管を使用済蛍光管等へ名称変更し、水銀使用製品の分別収集を開始	8 月 水銀に関する水俣条約 発効
平成 30 年 3 月 (2018 年)	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	

2 彦根市指定専用袋の規格

名称	燃やすごみ指定専用袋				
材質	高密度ポリエチレン製(半透明)				
袋の厚み	0.03mm 以上				
袋の容量	40 リットル (家庭用)	30 リットル (家庭用)	22 リットル (家庭用)	12 リットル (家庭用)	45 リットル (事業用)
寸法	縦 800mm 横 650mm	縦 850mm 横 500mm	縦 700mm 横 500mm	縦 550mm 横 500mm	縦 800mm 横 650mm
持ち手の有無	有	有	有	有	無
文字の色 (袋本体)	茶色	茶色	茶色	茶色	赤色
文字の色 (外袋)	紫色	茶色	紺色	緑色	赤色
希望小売価格 (税抜き)	130 円 (10 枚 1 組)	110 円 (10 枚 1 組)	100 円 (10 枚 1 組)	80 円 (10 枚 1 組)	120 円 (10 枚 1 組)

名称	容器包装プラスチック指定専用袋	
材質	低密度ポリエチレン製(透明)	
袋の厚み	0.025mm 以上	
袋の容量	40 リットル	22 リットル
寸法	縦 800mm 横 650mm	縦 700mm 横 500mm
持ち手の有無	有	有
文字の色 (袋本体)	橙色	黄色
文字の色 (外袋)	橙色	黄色
希望小売価格 (税抜き)	80 円 (10 枚 1 組)	60 円 (10 枚 1 組)

名称	埋立ごみ指定専用袋
材質	低密度ポリエチレン製(透明)
袋の厚み	0.04mm 以上
袋の容量	22 リットル
寸法	縦 700mm 横 500mm
持ち手の有無	有
文字の色 (袋本体)	黒色
文字の色 (外袋)	黒色
希望小売価格 (税抜き)	80 円 (10 枚 1 組)

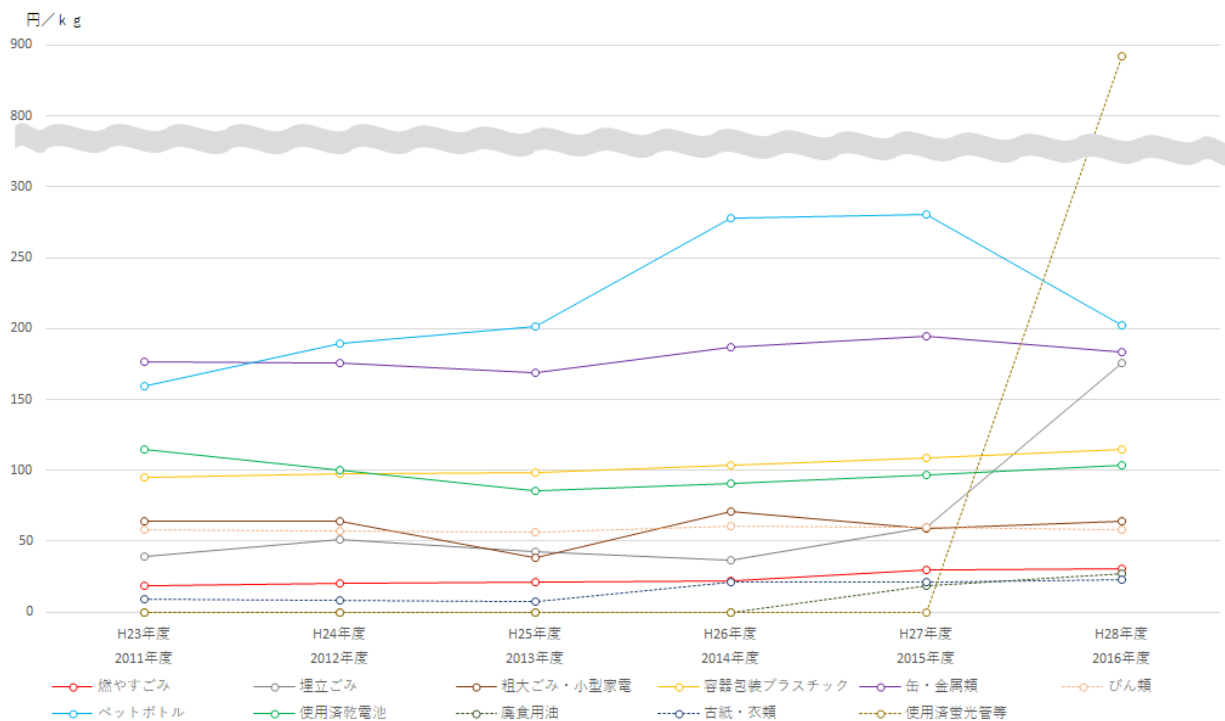
※指定専用袋の希望小売価格にはごみ処理手数料を上乗せしない、単純指定袋制としています。

3 ごみ種別ごみ処理経費

1 品目別ごみ処理経費の推移

単位：円/kg

	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
燃やすごみ	18.6	20.0	21.4	22.2	29.6	30.6
埋立ごみ	39.2	51.4	42.4	37	59.7	175.9
粗大ごみ・小型家電	63.9	64.0	38.1	71.4	58.7	64.2
容器包装プラスチック	95.2	98.0	98.5	103.3	108.5	114.7
缶・金属類	176.2	175.7	168.7	187.1	194.9	183.8
びん類	58.0	57.3	56.8	61.0	59.6	57.9
ペットボトル	159.5	189.8	201.9	277.7	280.2	202.3
使用済乾電池	115.1	100.5	85.8	90.7	96.7	103.3
廃食用油	0.0	0.0	0.0	0.0	18.7	27.4
使用済蛍光灯等	-	-	-	-	-	882.6
古紙・衣類	9.1	8.7	7.2	21.6	21.1	23.0



2 ごみ処理過程別ごみ処理経費(平成 23 年度(2011 年度)実績)

	経費 (千円)			搬入量 (t)	排出量1kgあたりの経費 (円/kg)		
	経費合計	収集経費	処理・処分 経費		経費合計	収集経費	処理・処分 経費
	A+B	A	B		(A+B)/C	A/C	B/C
燃やすごみ	618,362	210,557	407,785	33,294	18.6	6.3	12.2
埋立ごみ	90,778	16,009	74,769	2,318	39.2	6.9	32.3
粗大ごみ・小型家電	132,389	10,467	121,922	2,073	63.9	5.0	58.8
容器包装プラスチック	150,116	63,727	86,388	1,577	95.2	40.4	54.8
缶・金属類	49,878	29,484	20,394	283	176.2	104.2	72.1
びん類	55,472	29,484	25,988	957	58.0	30.8	27.2
ペットボトル	51,693	29,484	22,210	324	159.5	91.0	66.5
使用済乾電池	3,108	3,108	0	27	115.1	115.1	0
廃食用油	0	0	0	26	0	0	0
使用済蛍光管等	-	-	-	-	-	-	-
古紙・衣類	5,541	5,541	0	607	9.1	9.1	0
その他経費	22,383	13,303	9,081	0	-	-	-
合計	1,179,720	411,184	768,536	41,486	28.4	9.9	18.5

3 ごみ処理過程別ごみ処理経費(平成 28 年度(2016 年度)実績)

	経費 (千円)			搬入量 (t)	排出量1kgあたりの経費 (円/kg)		
	経費合計	収集経費	処理・処分 経費		経費合計	収集経費	処理・処分 経費
	A+B	A	B		(A+B)/C	A/C	B/C
燃やすごみ	875,794	247,909	627,884	28,790	30.4	8.6	21.8
埋立ごみ	166,846	16,274	150,572	1,303	128.0	12.5	115.6
粗大ごみ・小型家電	96,334	7,177	89,157	1,528	63.0	4.7	58.3
容器包装プラスチック	125,580	57,453	68,127	1,081	116.2	53.1	63.0
缶・金属類	50,565	30,625	19,940	265	190.8	115.6	75.2
びん類	53,888	30,625	23,263	911	59.2	33.6	25.5
ペットボトル	51,404	30,625	20,780	244	210.7	125.5	85.2
使用済乾電池	2,496	1,063	1,433	24	104.0	44.3	59.7
廃食用油	302	302	0	11	27.4	27.4	0.0
使用済蛍光管等	1,783	1,123	660	2	891.7	561.6	330.2
古紙・衣類	11,724	11,724	0	509	23.0	23.0	0.0
その他経費	29,258	18,405	10,853	0	-	-	-
合計	1,465,973	453,304	1,012,670	34,668	42.3	13.1	29.2

4 個別のごみ種における排出量の推移の実績及び予測

1 計画に記載されたごみ減量・資源化施策を実施した場合の一般廃棄物の排出量実績および将来予測

年度	単位	実績										予測					
		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度
区域内人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,622	112,660	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
燃やすごみ	t/年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,715	28,790	28,456	28,123	27,790	27,456	27,123	26,790
(内草木・剪定枝)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(609)	(693)	(704)	(716)	(727)	(738)	(750)	(761)
埋立ごみ	t/年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,285	1,266	1,248	1,229	1,211	1,192
粗大ごみ	t/年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,406	1,403	1,388	1,373	1,358	1,342	1,327	1,312
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125	137	149	160	172	184	196
容器包装プラスチック	t/年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,067	1,053	1,040	1,027	1,013	1,000
びん類	t/年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911	911	911	911	911	911	911
缶・金属類	t/年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265	265	265	265	265	265	265
ペットボトル	t/年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244	244	244	244	244	244	244
使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24	24	24	24	24	24	24
廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11	11	11	11	11	11	11
使用済蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	3	4	4	5	5
古紙・衣類（行政回収）	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509	524	539	555	570	585	600
古紙・衣類（集団回収）	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,300	2,390	2,480	2,570	2,660	2,750
ごみ総排出量	t/年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	36,615	36,351	36,090	35,825	35,563	35,300
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895	893	887	882	875	873	870
焼却灰発生量	t/年	5,081	4,821	4,649	4,734	4,938	5,135	5,127	4,848	4,131	4,035	3,971	3,921	3,871	3,820	3,771	3,721
(内資源化量)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(96)	(204)	(205)	(204)	(202)	(200)	(199)	(198)
資源化量（集団回収、焼却灰を除く）	t/年	3,203	2,936	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,825	3,873	3,921	3,969	4,016	4,064	4,112
資源化量（集団回収、焼却灰を含む）	t/年	6,513	6,253	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	6,378	6,515	6,651	6,786	6,923	7,060
再生利用率	%	14.5	14.2	14.7	15.3	14.2	13.7	13.0	12.8	15.6	16.9	17.4	17.9	18.4	18.9	19.5	20.0
最終処分量	t/年	8,983	8,422	7,390	7,289	7,682	7,268	7,959	6,876	5,490	4,290	4,218	4,163	4,108	4,053	3,998	3,943

2 計画に記載されたごみ減量・資源化施策を実施しなかった場合の一般廃棄物の排出量実績および将来予測

年度	単位	実績										予測					
		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
区域内人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,622	112,660	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
燃やすごみ	t/年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,715	28,790	31,896	31,838	31,784	31,735	31,689	31,646
(内草木・剪定枝)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(609)	(693)	(700)	(700)	(700)	(700)	(700)	(700)
埋立ごみ	t/年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,657	1,607	1,566	1,531	1,501	1,475
粗大ごみ	t/年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,406	1,403	1,465	1,481	1,495	1,507	1,518	1,527
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125	138	144	149	154	158	161
容器包装プラスチック	t/年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,120	1,086	1,057	1,033	1,013	994
びん類	t/年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911	900	897	894	892	890	888
缶・金属類	t/年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265	258	255	253	251	250	249
ペットボトル	t/年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244	206	201	196	192	189	186
使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24	23	22	21	20	20	20
廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11	10	10	10	10	10	10
使用済蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	3	3	3	3	3
古紙・衣類（行政回収）	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509	521	514	508	503	499	495
古紙・衣類（集団回収）	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,243	2,191	2,146	2,108	2,074	2,044
ごみ総排出量	t/年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	40,440	40,249	40,082	39,939	39,814	39,698
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895	986	983	980	976	977	977
焼却灰発生量	t/年	5,081	4,821	4,649	4,734	4,938	5,135	5,127	4,848	4,131	4,035	4,342	4,332	4,324	4,317	4,310	4,303
(内資源化量)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(96)	(204)	(236)	(232)	(228)	(225)	(223)	(221)
資源化量（集団回収、焼却灰を除く）	t/年	3,203	2,936	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,825	3,794	3,762	3,734	3,711	3,694	3,676
資源化量（集団回収、焼却灰を含む）	t/年	6,513	6,253	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	6,273	6,185	6,108	6,044	5,991	5,941
再生利用率	%	14.5	14.2	14.7	15.3	14.2	13.7	13.0	12.8	15.6	16.9	15.5	15.4	15.2	15.1	15.0	15.0
最終処分量	t/年	8,983	8,422	7,390	7,289	7,682	7,268	7,959	6,876	5,490	4,290	4,689	4,666	4,647	4,631	4,615	4,601

5 用語解説

【あ行】

◆一般廃棄物

産業廃棄物に該当しない廃棄物です。『一般廃棄物』はさらに「ごみ」と「し尿・浄化槽汚泥」に分類されます。

また『一般廃棄物』は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系一般廃棄物」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」に分類されます。

◆美しいひこね創造活動

彦根のまちを美しく、元気にするために、1人ひとりが自主的に、無報酬で行う行動のことで、この行為に対して、地域通貨「彦(げん)」を交付しています。

“美しい行為”には、A:まちの美観を保つ活動、B:地域安全活動、C:助け合い活動、D:低炭素社会づくり活動、E:健康増進活動の5つがあります。

◆エコ包装

環境に配慮し、資源の無駄遣いや廃棄物の削減を目的に商品の包装を簡易にしたものです。お中元やお歳暮など贈り物の場合でも、一切包装をしないで「のしがみ」だけとすることもエコ包装です。一方、派手に飾ったり、無駄に大きな袋や箱に入れることなどを過剰包装といいます。

◆エコマーケット

ひこねエコマーケット実行委員会が実施するフリーマーケットです。運営委員会は、市内のボランティアの方で構成されています。ひこねエコマーケット「夢畑」の名称で平成10年度(1998年度)から定期的に開催されており、家庭にある不要物でまだまだ利用価値があるものやリサイクルを目的とした手作り品等を必要な人に利用してもらうことで、廃棄物の発生抑制に取り組まれています。

◆大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県から発生する廃棄物の広域処理を実施することを目的として、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された団体です。近畿の自治体、港湾管理者からの出資で運営されており、大阪湾の海面埋立による、広域・公共最終処分場を運営しています。

【か行】

◆合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水をあわせて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、平成13年(2001年)以降、単独処理浄化槽の新設は浄化槽法で禁止されています。

◆家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称です。一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有用利用を推進するための法律です。同法律第6条には、消費者や事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めることに協力しなければならないと記載されています。

◆簡易生ごみ処理普及促進事業

生ごみ処理バケツと有用微生物を活用した簡易生ごみ処理により、高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみ堆肥化手法を普及し、生ごみの減量と資源化を進めることで、地球に優しい低炭素社会づくりを目指すことを目的として、平成21年度(2009年度)から市内の団体に普及活動を委託しているものです。平成28年度(2016年度)末現在で、6団体230世帯の会員の皆さんが普及活動に取り組んでいます。

◆グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境面から必要性を考慮して、環境に与える影響ができるだけ少ないものを、環境保全に熱心な企業から、優先して購入することです。消費者、企業、行政など誰でも取り組み、製品を提供する企業を環境配慮に導き、市場を変え、社会を変えることに繋がる取り組みです。公共交通機関を利用する、レジ袋や過剰包装を断ることなどを含め、毎日の生活や事業活動の中で、身近なところから取り組むことができます。

◆高齢化社会

総人口に占める65歳以上の高齢人口(高齢者)が増大した社会のことをいいます。一般的には、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって以下のように分類されています。

- ・高齢化社会 高齢化率 7～14%
- ・高齢社会 高齢化率 14～21%
- ・超高齢社会 高齢化率 21%以上

◆小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称です。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況から、リサイクルを促進するために定められた法律です。

【さ行】

◆産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、排出者の責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

◆資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称です。循環社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくための法律です。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。10業種・69品目を指定して、製造品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

◆集団回収

自治会、PTA、老人会、子ども会やその他の地域団体が中心となって古紙や衣類等の資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進する活動で、彦根市は活動団体に対して奨励金を交付しています。回収活動を行う団体がない地域などについては、行政回収(清掃センターが定期的に回収を行う方式)も実施しています。

◆集中合併処理浄化槽

分譲された地域において、家庭ごとに合併処理浄化槽を設置するのではなく、集中して処理するための大きな合併処理浄化槽です。

◆循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

◆循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律です。この法律で「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」の順に処理の順位が定められています。

また、拡大生産者責任について、事業者の責務として定めるとともに、国の施策として製品の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価についての措置も定められています。

◆循環型社会形成推進地域計画

彦根愛知犬上広域行政組合が、湖東圏域における循環型社会の構築を目指し、新しいごみ処理施設とリサイクル施設の建設を進めるとともに、1市4町によるごみ分別区分の統一など、ごみの減量化、資源循環、適正処理を進めるために策定された計画です。

◆食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称です。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたクズなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者である食品メーカー、スーパー、八百屋、飲食店や旅館などが取り組むべき事項が規定されています。

◆水銀に関する水俣条約

地球規模の水銀および水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康、および環境被害を防ぐため、国際的に水銀の管理を行うことを目指した条約です。

【た行】

◆ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

◆地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれています。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境や社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されています。

◆低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会とされています。

◆出前講座

ごみの分別の仕方や減量や資源化をテーマに、地域団体や市民グループ等からの要請を受けて、職員が直接地域や小学校に出向き、説明・情報提供・意見交換等を行うものです。

◆特定家電対象機器

エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。リサイクルする場合にはリサイクル料金が必要であり、メーカーや大きさによって料金は異なります。買った店や買い換えた店、あるいは市清掃センターに引取りや収集運搬を依頼する場合は、別途収集運搬料金がかかります。市清掃センターに収集運搬を依頼する場合は、事前に郵便局で家電リサイクル券の購入が必要です。また、メーカーの指定引取り場所へ直接持ち込まれる場合にも家電リサイクル券の購入が必要となります。

【な行】

◆農業集落排水(処理施設)

農村地域における生活環境や農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

【は行】

◆パリ協定

地球温暖化防止を目指して、温室効果ガスの排出についての平成32年(2020年)以降の各国の取組を定めた国際的なルールです。

平成27年(2015年)パリで開催された、第21回気候変動枠組条約締結国会議(COP21)で採択されています。

◆彦根愛知犬上広域行政組合

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町により、「火葬場の設置および管理運営に関する事務」、「最終処分場の設置および管理運営に関する事務」、「新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務」について、共同で処理することを目的として設置された一部事務組合です。

◆彦根市総合計画

彦根市で策定されるすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画です。

◆彦根市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量や資源化に関する事項を審議するため、市民・事業者・学識経験者など様々な立場からの代表者で構成される会議です。平成25年度から通年設置として、毎年彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について評価を実施しています。

◆彦根市分別収集計画

容器包装リサイクル法では、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定することとされています。計画には、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類・施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めています。

【や行】

◆容器包装リサイクル法

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称です。家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量を図るための法律です。全ての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割をになうことがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

【ら行】

◆リターナブル瓶

繰り返し使用(リユース)できる瓶の総称です。一方、繰り返し使用できない瓶のことをワンウェイ瓶といいます。日本における主なリターナブル瓶には、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがあります。